

カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案について

今般のカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案は、以下のとおりとすることが適当と考えられる。

業 種	カドミウム	
	現行	見直し案 (H29. 12. 1～)
非鉄金属第1次製錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L	一般排水基準へ移行 0.03 mg/L
非鉄金属第2次製錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L	
溶融めっき業 (溶融亜鉛めっき を行うものに限る。)	0.1 mg/L	
(参考) 金属鋳業	0.08 mg/L* (H28. 12. 1～H31. 11. 30)	

※今回見直しの対象外

《参考》排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）（抄）

附 則

第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業に属する特定事業場にあつては、五年間）は、この省令による改正後の改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 略

第三条 略

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物（単位一リットルにつきミリグラム）	金属鉱業	〇・〇八
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	〇・〇九
	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	〇・一
備考	中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。	